

ザ・リサイクル

平成29年
7月20日 発行
第75号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

平成28年度総ごみ量 813トン減量 リサイクル率全国第6位

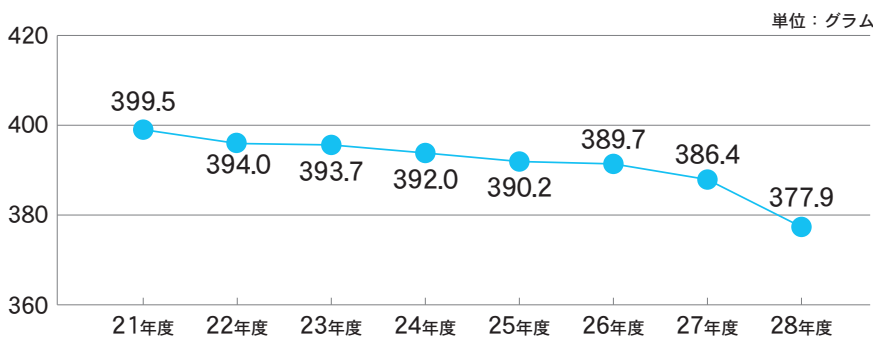
■総ごみ量・家庭系ごみ(市民一人一日当たり)が減りました

平成28年度の総ごみ量は6万130トンで、平成27年度と比較すると813トンの減少となりました。

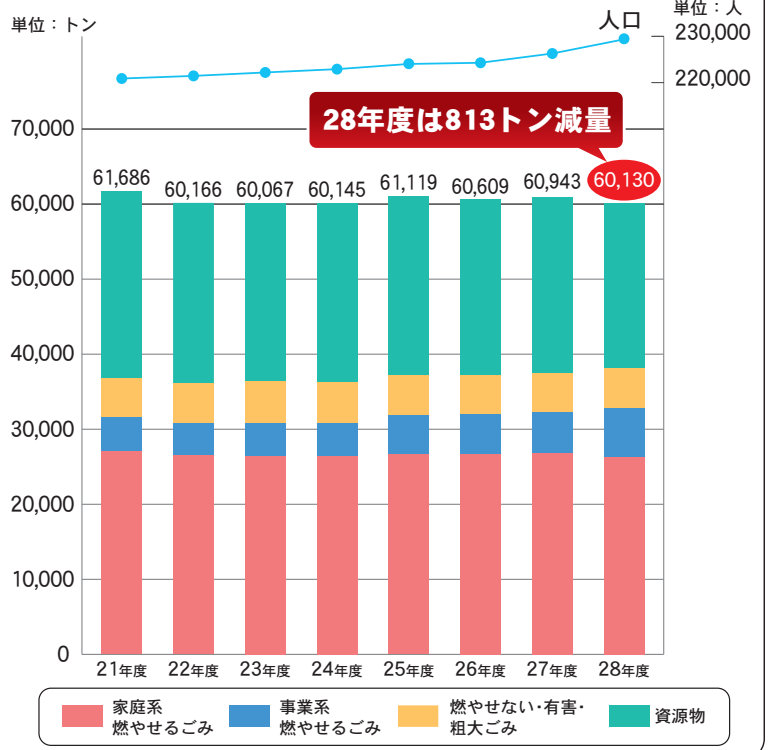
また、平成28年度の市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量についても、377.9グラムで、平成27年度から8.5グラムの減少となり、着実に減量が進んでいます。

※家庭系ごみ = 「家庭系燃やせるごみ」 + 「燃やせないごみ」 + 「有害ごみ」 + 「粗大ごみ」

家庭系ごみ(市民一人一日当たり)の推移



総ごみ量の推移



■リサイクル率 全国第6位

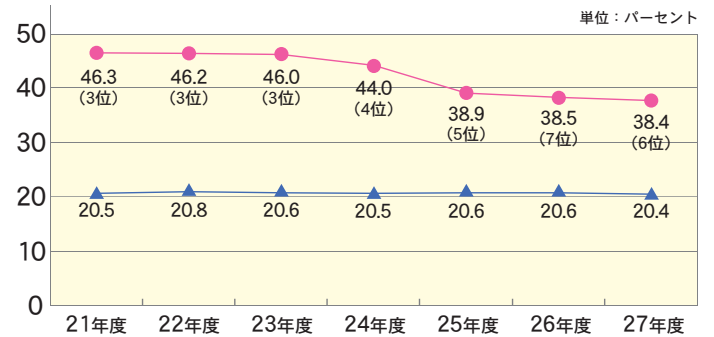
環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査(平成27年度実績)」によると、調布市のリサイクル率は38.4%で、人口10万人以上50万人未満の全国239市の中で、第6位となりました。

平成27年度は、平成26年度と比べ0.1ポイント低下しましたが、平成16年度に調査を開始して以来、依然として全国トップレベルの水準を維持できているのは、市民・事業者のみなさんの高い意識と実践行動のおかげです。

一方、同調査において、調布市は平成16年度から8年連続3位以内にランクインしてきましたが、近年はリサイクル率、順位ともに低下しています。

今後も、より一層「適正な分別」を徹底していただき、ごみ減量とリサイクルにご協力ください。

環境省発表 リサイクル率



「調布市ごみアプリ」大好評配信中!



「調布市ごみアプリ」は、スマートフォンを利用してごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーションです。

「ごみの収集日」や「ごみ分別辞典」など便利な機能が満載で、平成28年8月1日に配信して以降、大変好評をいただいています。

ぜひ毎日のごみ出しや分別などにお役立てください。

ダウンロード方法

方法①: 右の2次元コードを読み取る。
方法②: 「App Store」または「Google Play」からダウンロード。
※「調布市ごみアプリ」と検索

ダウンロード無料

iOS端末



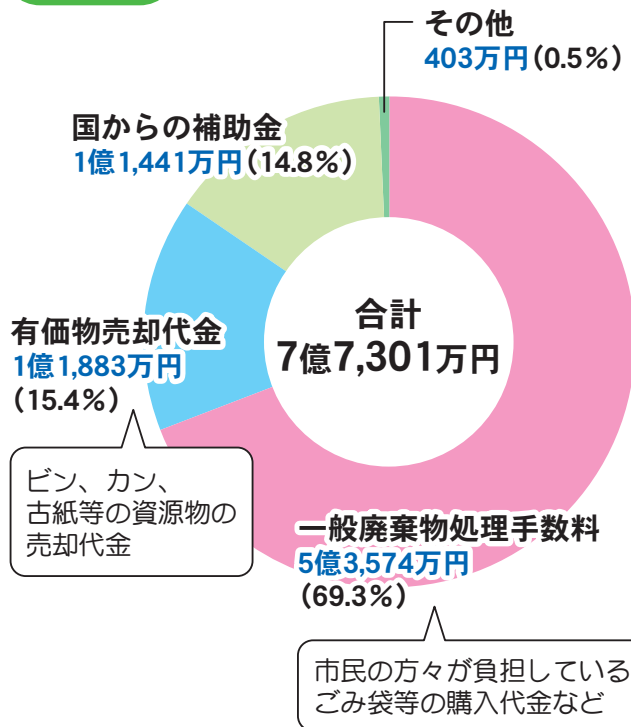
Android端末



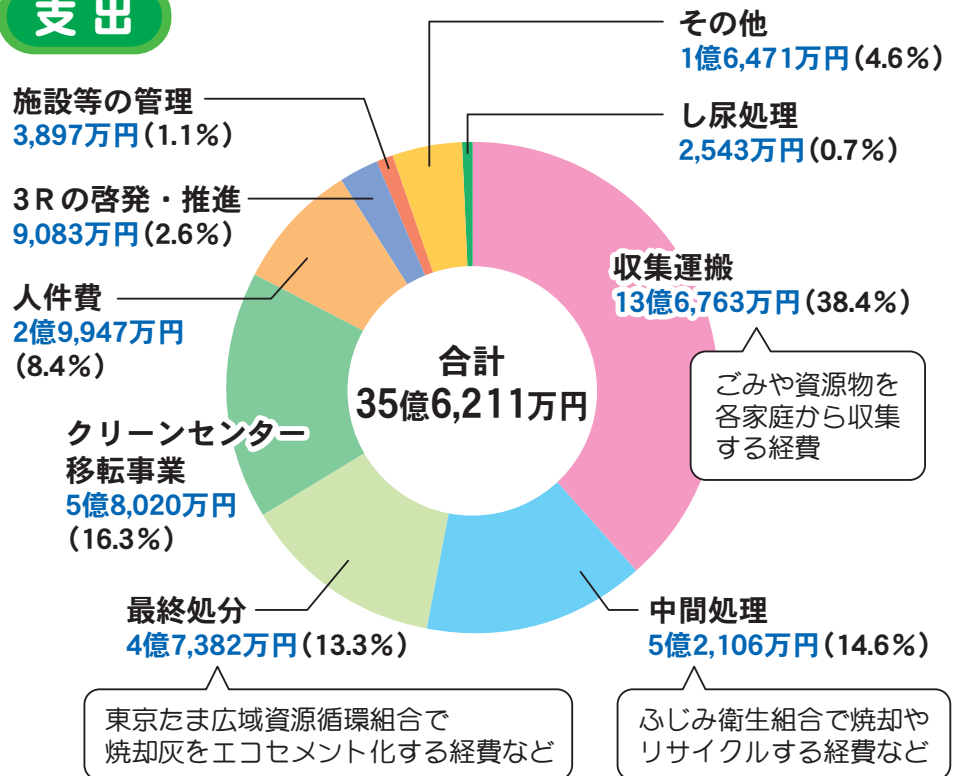
※通信費は利用者負担となります。

平成29年度 ごみ・資源物に係わる経費【予算額】

収入



支出



※グラフについては、表示単位未滿を四捨五入しているため、合計額と合わない場合があります。

★ごみ袋について

市民の方々にご購入いただいたごみ袋の料金は、主に「収集運搬」の経費等に充てられています。また、1リットル当たりの料金については近隣自治体と同水準で、調布市では右の表のように小さいサイズの袋ほど割安になるよう設定しており、ごみの減量がお金の節約につながります。

	1枚当たり	1㍓当たり
S袋 (5㍓)	8.4円	1.68円
M袋 (15㍓)	27.3円	1.82円
L袋 (30㍓)	55.6円	1.85円
LL袋 (45㍓)	84.0円	1.87円

★平成29年度予算の特徴

- ①新クリーンセンターの建設工事(平成30年秋竣工予定)
 - ②調布市一般廃棄物処理基本計画(平成25年度～34年度)の改訂が挙げられます。
- 【参考】平成28年度予算額
収入7億2,570万円 支出38億811万円

「フードドライブ」にご協力を！

(注) フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉施設等に寄付するボランティア活動です。

平成29年度フードドライブの開催日程 (予定)

- 開催日**
平成29年 8月1日(火)
平成29年11月1日(水)
平成30年 2月1日(木)
- 開催時間**
午前9時～午後3時
- 開催場所**
市役所2階総合案内所前
- 食品の条件**
 - 未開封で賞味期限が1ヶ月以上あるもの
 - 包装や外装が破損していないもの
 - 生鮮食品以外のもの
- お持ちいただきたい食品**
 - 缶詰 (肉・魚・野菜・果物など)
 - インスタント・レトルト食品 (冷凍・冷蔵食品は除く)
 - 調味料 (食用油・醤油・味噌・砂糖など)
 - 嗜好品 (インスタントコーヒー・お茶など)
 - 乾物 (米・パスタ・乾麺・海藻など)



フードドライブの結果報告 (食品を持ち寄り、寄付する活動)

平成29年5月1日(月)、市役所2階総合案内所前において、フードドライブを実施しました。
皆様のご協力により、ダンボール約77箱、2,244点の食品が集まりました。集まった食品は、調布市社会福祉協議会を通して市内の福祉施設等に寄付しました。
食品ロス削減のために、食べ物を無駄にすることなく、大切にしましょう。

結果報告

品目	点数
缶詰	167
インスタント食品	110
レトルト食品	1,203
調味料	180
嗜好品	161
乾物	149
お菓子	148
その他	126



【協力】調布市消費者団体連合会、調布市地域公益活動ネットワークづくり連絡会

※詳細は、市報でお知らせします。

【問い合わせ】文化振興課 電話：042-481-7140

都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト

デジタルカメラ、ゲーム機などの小型電子機器製品には、貴重な有用金属（金・銀・銅・レアメタル）が含まれており、都市鉱山と呼ばれています。

調布市は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルをこの都市鉱山からつくるプロジェクトに参加し、市内4箇所専用ボックスによる拠点回収を実施しています。

設置場所：調布市役所2階ごみ対策課窓口、神代出張所、調布市クリーンセンター、利再来留館

回収ボックス（投入口縦15cm×横30cm）

注意事項：①一度ボックスに投入した小型電子機器は取り出すことはできません。②異物・ごみなどは入れないでください。③取り外しできるバッテリーなどの電池類は取り外してください。④最大辺が40cm以上の家電製品は粗大ごみとしてお出しください。



出前講座を 活用ください

市では生涯学習活動の一環として、市の職員が市民の皆さんのもとに伺い、担当業務について専門的なお話をする出前講座を行っています。ごみ対策課では、ごみの分別、減量などをテーマにした講座を用意しています。

テーマ(例)

「ごみの減量とリサイクルを考えよう」
「資源循環型社会を目指して」
「ごみのはなし」
(子ども向け)



このほかのテーマもご相談ください。事業系ごみの減らし方等事業者向けの講座も行っております。

【問い合わせ先】
ごみ対策課 電話481-7812・7686

生ごみ処理機等購入費補助制度をご利用ください

生ごみ処理機とは、乾燥や微生物分解によりごみを減量させる装置です。今回は生ごみ処理機の補助制度を利用された方々の中から、無作為に抽出した40の方に購入後の利用状況アンケートを実施しました。アンケート内容は、生ごみ処理機の利用状況・効果などです。利用者の方々から貴重なご意見をいただくことができました。

アンケートの結果からは、9割以上の方が、「毎日」・「週1回以上」使用されており、多くの方が、「生ごみ処理機はごみ減量に効果的」とお考えです。ご協力いただきましたデータは、今後のごみ減量施策に活用させていただきます。

アンケートの調査にご協力いただきました皆様には、改めて感謝申し上げます。

生ごみ処理機等 購入費補助制度について

「家庭用生ごみ処理機」や「コンポスト（家庭用たい肥化容器）」を購入した場合は、市から購入価格の2分の1以内（2万円を限度）の補助金が交付されます。

対象品	補助金額等	再申請期間
生ごみ処理機 ※1	購入価格の2分の1以内とし、1年度につき1世帯2万円を限度1世帯あたり1基 ※2	5年 ※3
たい肥化容器		
生ごみ処理剤	購入価格の2分の1以内とし、1年度につき1世帯5,000円を限度	

※1 ディスポーザ（生ごみを破碎・粉砕する部位または機能）を有するものを除く

※2 たい肥化容器2基で1つの処理作業を行う場合は、2基を補助対象とします。

※3 過去に当補助金の交付を受けている場合は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年以内は申請できません。

●団体等（自治会、事業所、集合住宅）で購入する場合、申請等の詳細につきましては、減量対策係（042-481-7812）までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

生ごみ処理機利用者の声をお聞きしました

燃えるごみの量が減り、カラスの被害の心配もなくなりました。また良質な有機肥料ができるので極めて有効な手段だと感じています。



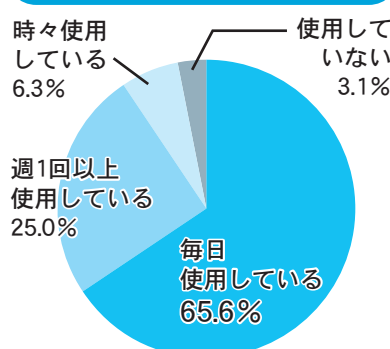
家庭菜園を始めた時から、生ごみは畑に埋めていました。夏などは臭いや、コバエが嫌でした。生ごみ処理機を使ってからは、作ったごみはためておいて必要な時に使っています。半額補助していただいたので、買う気になりました。



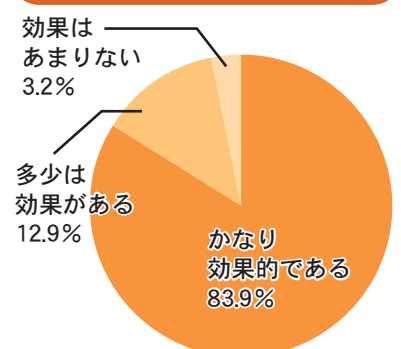
なくてはならない装置となりました。生ごみの悩み（特に、夏季、年末年始）を一掃してもらいました。可燃ごみを出すのが週一回で済むことが多くなりました。



生ごみ処理機利用状況は？



ごみ減量の効果は？



ごみ減量アイデア募集

市民のみなさんが実際に取組んでいるごみ減量のアイデアを募集しています。

「我が家ではこんな工夫をしている」ということを、ぜひ教えてください。

調布市ホームページやザ・リサイクルなどで紹介します。

ご応募いただいた方全員に、特製「ごみ減量グッズ（エコバッグ・水切りネット）」をプレゼントします。

氏名、住所、具体的なアイデアをご記入のうえ、ごみ対策課に郵送・Eメール・FAXでご応募ください。

例：レジ袋は断り、マイバッグを使用する。



ごみ減量グッズ

応募先

〒182-0024
調布市布田4-20-2 2階 環境部ごみ対策課減量対策係
電話：481-7812
FAX：481-7814
E-mail：gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

緑ヶ丘小学校で「^{りさいくるかん}利再来留館」の出張展示・販売を行います!!

市ではリユース（再利用）を目的に粗大ごみとして収集した家具類を手直しして、「利再来留館」（富士見町3丁目2番地1）で展示・販売しています。

「利再来留館」は市の西部地域にあるので、東部地域の方々にはご不便をかけております。

そこで今年は、調布市立緑ヶ丘小学校の体育館にて出張展示・販売を行います。ぜひ、皆さんお誘いあわせのうえお越しください。

主な展示・販売品は、タンス・テーブル・いす・衣裳ケース・カラーボックスなどです。

価格は、500円～5,000円程度のもものが中心です。

日時 平成29年7月24日（月） 午前10時～午後3時

場所 調布市立緑ヶ丘小学校 体育館内

注意 転売目的のご利用はお断りします。
購入後の返品、返金はできません。

利再来留館



購入品の運搬を希望する方はお申し出ください。

運搬費 1,000円/回（市内のみ）

問い合わせ 業務係（電話481-7686）

ごみ出しルールをご確認ください

調布市ごみリサイクルカレンダーや調布市ホームページ、調布市ごみアプリなどで今一度、ごみ出しルールのご確認をお願いします。

ごみは、朝8時から午後4時ごろまでの間に収集しています。

なるべく一定の時間帯に収集できるように努めていますが、当日の状況により変動することがあります。収集日**当日の朝8時まで**にお出しくださるようご協力をお願いします。

【ごみ出しの注意事項】

ライター、スプレー缶、ガスボンベ、蛍光灯・電池類・体温計などの水銀を含有する物は、「有害ごみ」です。

ごみ収集車の火災が発生しています。できるだけ中身を使いきり、袋などに入れず、カゴなどの容器に入れお出しください。

小中学生ポスター作品募集

1 目的

市では、小中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活の中でごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的としてポスター作品を募集します。

2 応募対象

市内在住・在学の小中学生

3 募集内容

- (1) 「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている、またはこれからしようとしていることを描き、作品内にキャッチフレーズを入れてください。
- (2) 用紙は四つ切り画用紙（381×540ミリ程度）を使用。（縦・横書きは自由）
- (3) 作品裏側に必ず学校名・学年・氏名（よみがな）を記入。
- (4) 市の分別方法等がわからない場合はごみカレンダーを参考にしてください。

4 募集期間・提出先

平成29年9月6日（水）まで。市立小中学校の児童・生徒は通学先の学校に提出してください。それ以外の児童・生徒は直接ごみ対策課へ持参するか郵送してください。

5 募集区分

- (1) 小学校低学年（1・2年生）の部
- (2) 小学校中学年（3・4年生）の部
- (3) 小学校高学年（5・6年生）の部
- (4) 中学生の部

入賞作品は、来年度のごみリサイクルカレンダーに掲載予定
応募者全員に参加賞を贈呈します。

平成28年度入賞作品



粗大ごみ受付センターの運営改善のご案内

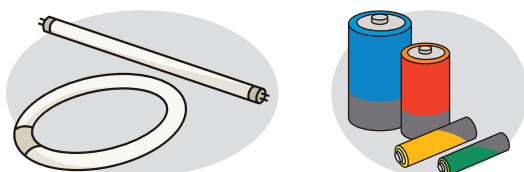
粗大ごみ受付センターでは、お客様対応の品質向上と電話対応の適正な確保を目的に平成29年4月から、通話内容を録音させていただいております。

なお、録音内容は「個人情報」に該当することから個人情報保護法に基づき適切な運用管理をしています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ：業務係（電話481-7686）

水銀を含むごみは有害ごみへ

電池や蛍光灯など水銀含有製品は焼却すると気化して水銀が排ガスとともに排出されます。クリーンプラザふじみでは、排ガス中の水銀濃度が自主規制値を超えたため焼却炉を停止する事態が発生しています。水銀を含む廃棄物は「有害ごみ」として、燃やせないごみとは別に、カゴやバケツなどの容器に入れて出して下さい。



※蛍光灯は破損防止のため、購入したときの箱に入れて出すこともできます。

ザ・リサイクル

平成29年
11月20日 発行
第76号
 バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
 (トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 2階
 TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

これならできる！
ごみ減量とリサイクル

ポスター作品入賞者決定

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（またはこれから取り組もうとしている）ことについて、市内在住・在学小中学生の皆さんからポスター作品を募集しました。

この作品募集は、小中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活の中でごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的としています。

平成29年度は、合計で235点の応募をいただきました。応募された作品の中から、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の審査と全応募作品の展示会（10月5日（木）～10月11日（水）、文化会館たづくりみんなの広場にて開催。）の来場者投票により、小学校低学年（1・2年生）・小学校中学年（3・4年生）・小学校高学年（5・6年生）・中学生の各部から入賞作品が選出されました。

入賞作品は平成30年度ごみリサイクルカレンダーなどに掲載する予定です。



晃華学園小学校 2年 有賀 翔大
 Let's リサイクル
 ペットボトル カン

北ノ台小学校 1年 梅木 湖々音
 も、たいない はか、こいい！

第三小学校 2年 萩原 港
 生ごみは 土になる!!



染地小学校 4年 北村 瞭丞
 未来のまちを きれいにしよう!!

滝坂小学校 4年 明田 和歌
 エコバッグも、いいぞ!

杉森小学校 3年 市川 実苗
 ひとしほり



滝坂小学校 6年 杉崎 湖々
 紙マーク 確認 した?

第三小学校 5年 清水 咲希
 エコバッグで ごみ減量!!

八雲台小学校 6年 谷島 瑠莉
 3Rで地球をキレイに
 REDUCE RECYCLE REUSE



調布中学校 2年 鈴木 彩稀
 誰かが見てるよ?

第八中学校 1年 山下 恭子
 水切りネットでごみ減量

調布中学校 2年 十居 未希
 ゴミをへらそう!

「調布市ごみアプリ」大好評配信中!



「調布市ごみアプリ」は、スマートフォンを利用してごみに関する様々な情報を簡単に確認できるアプリケーションです。

「ごみの収集日」や「ごみ分別辞典」など便利な機能が満載で、大変好評をいただいています。

ぜひ毎日のごみ出しや分別などにお役立てください。

ダウンロード方法
 方法①：右の2次元コードを読み取る。
 方法②：「App Store」または「Google Play」からダウンロード。
 ※「調布市ごみアプリ」と検索

ダウンロード無料

iOS端末 Android端末

App Store からダウンロード Google Play で手に入れよう

※通信費は利用者負担となります。

平成28年度

調布市のごみ処理の流れ

収集運搬にかかる経費
13億6千万円

中間
処理費 **5億1千万円**

最終
処分費 **4億7千万円**

家庭や事業所から出るごみ

- 燃やせるごみ 32,356ト
- 燃やせないごみ 3,489ト
- 有害ごみ 78ト
- 粗大ごみ 1,537ト

- ペットボトル 879ト
- 容器包装プラスチック 4,204ト
- 古紙 9,850ト
- 古布 1,147ト
- カン 582ト
- 牛乳パック 26ト

- ビン 1,950ト
- 使用済小型電子機器等 2ト
- 資源物集団回収 4,030ト

総ごみ量 **60,130ト**
(1日1人あたり719g)

総ごみ処理経費 (清掃費) **34億9千万円**
(1人あたり約15,000円)
人口22万9,220人
(平成28年10月1日現在)

可燃ごみ処理施設
ふじみ衛生組合
クリーンプラザ
ふじみ

燃やせないごみ・資源物
処理施設
ふじみ衛生組合
リサイクルセンター

資源物等処理施設
調布市クリーン
センター

積替施設

東京たま広域資源
循環組合(日の出町)で
エコセメント化

専門業者・
指定法人で 資源化
4,515ト

専門業者で 資源化
13,908ト
ビン、カン、古紙、古布
牛乳パック、粗大鉄、
希少金属等
売却金額 **1億2千万円**

専門業者で 資源化
4,030ト

総資源化量
26,558ト

粗大ごみ
再生品販売

販売点数 1,765点
販売量 19ト
売却金額 **370万円**

集団回収奨励金
4,842万円

※総ごみ処理経費(清掃費)の34億9千万円の中には、管理経費など約10億9千万円が含まれています。
※単位未満四捨五入のため数値が一致しない場合があります。

資源物持去り対策

平成27年4月から、古紙などの資源物を無断で持去る行為は条例で禁止されています。このような行為を見かけた方は、場所、時間、車のナンバーや特徴を業務係(481-7686)へご連絡ください。

【注意事項】

- ◎トラブルになる可能性がありますので、直接声をかけたり写真や動画を撮影したりしないでください。
- ◎集団回収など市の許可を受けた収集車両には「STOP! 古紙持ち去り」のステッカーが貼付されています。

年末年始のごみ収集について

ごみ
収集

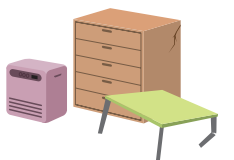
年末年始のごみ収集は、一部変則的な日程となります。ごみリサイクルカレンダー6ページで確認のうえ、当日の朝8時までに出してください。

粗大ごみの処分は予約が必要です

粗大
ごみ

年末年始は、粗大ごみの収集・持込みの申込みが集中し、大変込み合います。年内に処分をご希望の方はお早めにお申込みください。

詳しくは、ごみリサイクルカレンダー15ページをご覧ください。



容器包装プラスチックの排出方法をもう一度確認しましょう！

【見分け方・排出方法】

容器包装プラスチックに関するお問い合わせを比較的多くいただいております。「容器包装プラスチック」とは、商品を入れているプラスチック製の「容器」や、商品を包んでいるプラスチック製の「包装」で、右記のプラマークがついているものが対象です。透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。

※汚れている場合は、さっと水で洗い流すか、ふき取ってから出してください。（汚れが落ちないものは燃やせないごみに出してください）

プラスチック製の商品本体や商品の一部であるもの（おもちゃ・バケツなど）は「容器」や「包装」でないため、「燃やせないごみ」に出してください。

プラマークが付いているもの



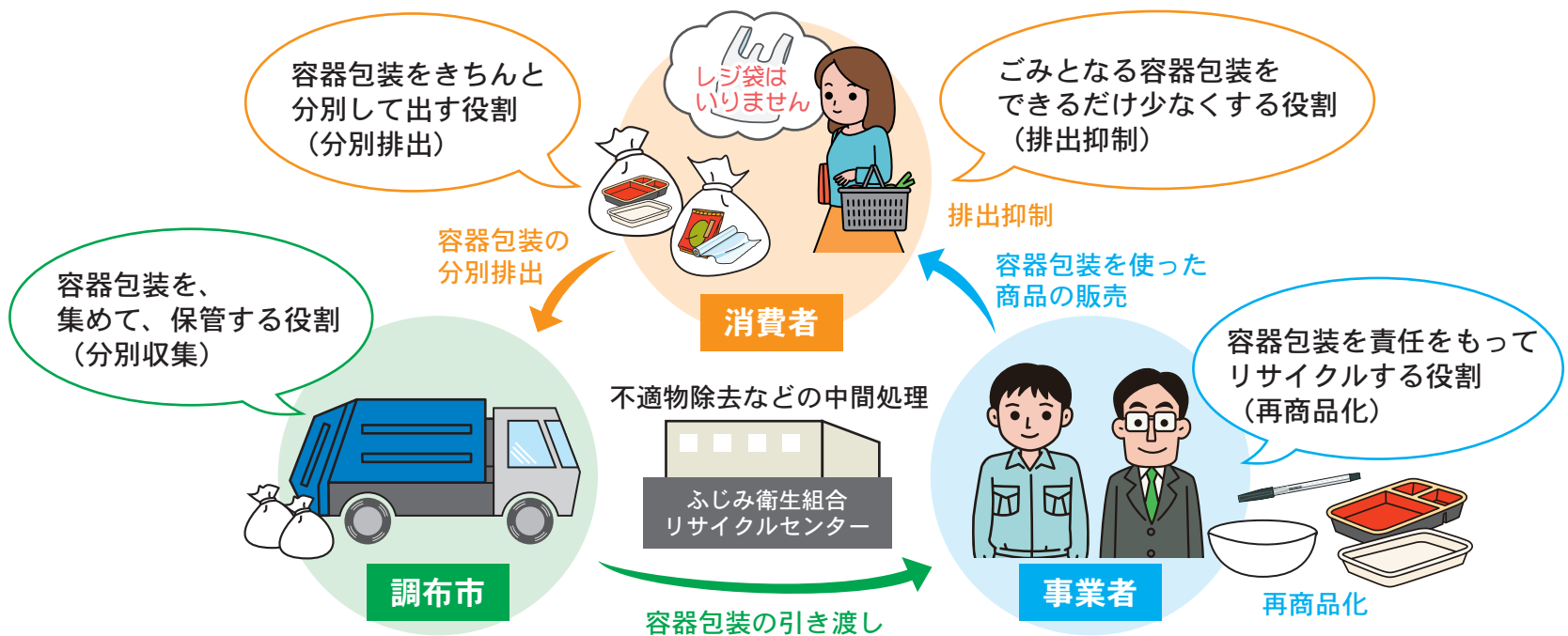
発泡スチロール・トレイ・プチプチ



「容器包装プラスチック」で出してください

プラマークが付いていなくても、発泡スチロール、トレイ・梱包材、緩衝材（いわゆるプチプチ）は「容器包装プラスチック」の排出方法で出してください。

【市民の皆さんが排出された容器包装プラスチックは、どの様にリサイクルされているのでしょうか？】



三多摩は一つなり 交流事業

平成29年9月30日（土）、調布市のごみの最終処分を受け入れていただいている日の出町民の方々（39人）が、二ツ塚処分場とクリーンプラザふじみを見学し、最後に調布市民（38人）と一緒に深大寺本堂において「落語」を鑑賞しました。

落語の演者は、春風亭柳好さんと桂米多朗さんのお二方で、参加されたみなさんは笑顔のままお帰りになりました。

この事業は、最終処分場のある日の出町との相互理解を深めることを目的に、平成11年から行っており来年も実施予定です。是非ご参加ください。



ごみ減量アイデア 市民のみなさんからいただきました！

アイデア1 水切り



・新聞紙でゴミ入れを作り、キッチンのごみを乾燥させてから出す。



アイデア2 店頭回収



・ペットボトルなどは買った店の店頭回収に持って行く。



アイデア3 食品ロス防止



・冷蔵庫内の在庫をメモして、買いすぎないようにする。



家庭用指定収集袋広告主募集（新規募集）

今年度から新たに調布市の家庭用指定収集袋への広告主を募集します。詳細は市のホームページをご覧ください。

（募集概要）

袋本体



紙帯

紙帯を伸ばした状態



紙帯を袋に巻いた状態



(1) 袋本体

広告掲載対象種別	掲載の位置	広告スペース (mm)	募集枠	広告掲載料 (円)	作製数(枚) ※約1年分
燃やせるごみ専用袋本体	表面中央部	縦 80×横140	各サイズ1枠	200,000	2,000,000
		縦100×横260		400,000	4,000,000
		縦150×横280		200,000	2,000,000
		縦200×横370		100,000	800,000

(2) 紙帯

広告掲載対象種別	掲載の位置	広告スペース (mm)	募集枠	広告掲載料 (円)	作製数(枚) ※約1年分
燃やせるごみ専用袋紙帯	表面中央部	縦20×横120	各サイズ1枠	50,000	200,000
		縦20×横100		100,000	400,000
		縦20×横100		50,000	200,000
		縦20×横100		20,000	80,000

集団回収をはじめてみませんか

●集団回収とは

子ども会や自治会、マンションや集合住宅の管理組合などの仲間が集まって、資源物（古紙・古布・カン・ビン・牛乳パック）を集め、資源物回収業者へ引き渡します。引き渡した資源物の量に応じて、市から回収団体へ奨励金を交付しています。

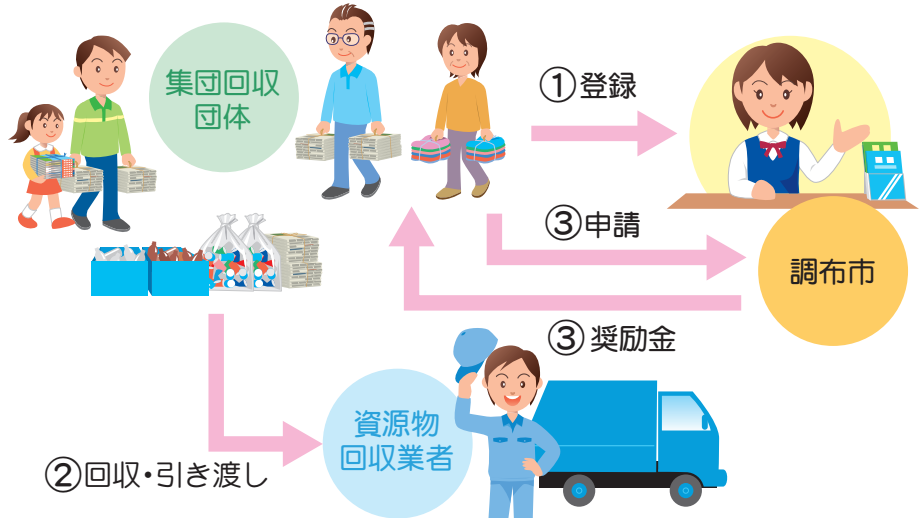
集団回収は、地域の皆さんが協力して取り組むことで、地域のコミュニティづくりにも役立っています。市は、集団回収の取組を推奨していますので、新規回収団体の申請をお待ちしております。

平成28年度集団回収実績

28年度の集団回収で集められた資源物の量は約4,030トンで、集団回収に取り組んでいた団体数は275団体でした。皆さんのご協力のおかげで、約4,030トンのごみが減量され、資源として再利用できたということになります。今後とも集団回収の活動にご協力をお願いします。

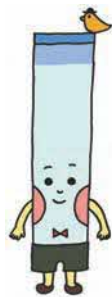
●集団回収の流れ

- ①概ね20世帯以上が集まって、市に集団回収の団体登録をします。
- ②市に登録している資源物回収業者と回収の打ち合わせ後、集めた資源物を引き渡します。
- ③3か月ごとに市へ奨励金の交付申請をし、1kgあたり8円の奨励金を受け取ります。



第5回 ふじみまつり 11月26日(日)開催

三鷹市・調布市のごみや資源物を処理しているふじみ衛生組合では、今年も「ふじみまつり」を開催します。施設見学やリサイクル品の販売、エコワークショップ、スタンプラリーや模擬店など、さまざまな催しをお楽しみいただけます。ごみ処理施設を身近に感じ、環境問題への理解を深める絶好の機会ですので、ぜひみなさんで遊びに来てください。



- 日時 平成29年11月26日(日) 午前10時から午後2時30分まで(荒天時中止)
- 会場 ふじみ衛生組合(深大寺東町7-50-30)
- 問い合わせ ふじみ衛生組合(電話482-5497)

エコフェスタちょうふ ～ごみ減量とリサイクル～ 12月3日(日)開催

●概要

大量生産・廃棄といった経済の発展は、私たちの生活を大変便利にしましたが、一方で環境破壊や最終処分場のひっ迫などの問題を発生させました。

限りある資源を有効に活用し、すばらしい地球の環境を守り未来へ繋げるためには、ごみ減量とリサイクルの推進が大切です。ぜひこのイベントに参加し、自分の出すごみについて考え、ごみ減量とリサイクルについて学びましょう。

- 日時 平成29年12月3日(日) 午後1時30分から3時30分まで(午後1時開場)
- 会場 文化会館たづくり12階大会議場
- 定員 当日先着100人 入場無料
- 問い合わせ ごみ対策課(電話481-7812)

●内容

- 1 ごみ減量啓発作品入賞者表彰式
- 2 展示コーナー
 - ・可燃ごみに混入した不適物
 - ・市のリサイクルの取組み
 - ・クリーンプラザふじみの紹介
 - ・古紙のリサイクルについて
 - ・プラスチックの分別について
- 3 体験コーナー
 - ・小型家電の解体体験(先着20人)
 - ・せん定枝を使用した工作体験
 - ・記念バッジ作成
- 4 クイズ大会
- 5 リサイクル家具大抽選会

参加賞あり

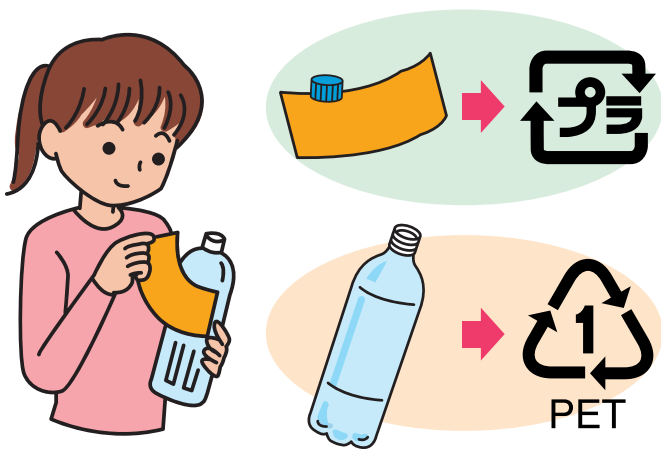


ザ・リサイクル

平成30年
3月20日 発行
第77号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布NKビル2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

4月からペットボトルの排出方法が変わります！



ペットボトルは回収されたあと、新しく繊維（衣服）やプラスチック製品に生まれ変わります。
より高品質な再商品化を行うため、**4月からラベルははがしてキャップをはずして出していただくことになりました。**
はがしたラベルとキャップは**容器包装プラスチック**の回収日に、ペットボトルはペットボトルの回収日にお出してください。（切断したものや汚れているものは「**燃やせないごみ**」に出してください。）
お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

変更点

ラベルをはがして排出してください。

出し方

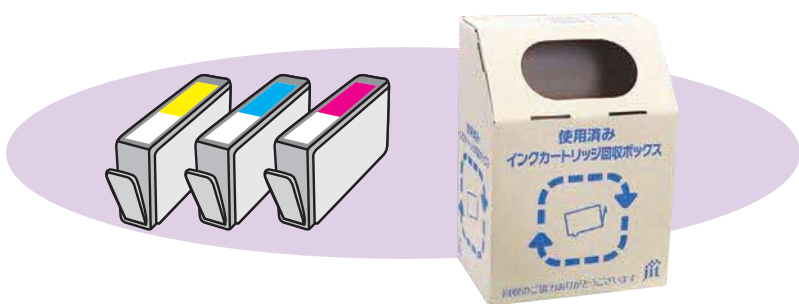
収集日当日の朝8時まで、袋に入れずに、カゴやバケツ、コンテナなどの容器に入れて出す。

注意点

- 袋には入れないでください。
- 中を軽くゆすいでから出してください。
- 飲料用・食用以外のペットボトルは**燃やせないごみ**に出してください。
- プラスチック製の「キャップ」や「ラベル」は**容器包装プラスチック**に出してください。
- できるだけつぶしてください。



4月から使用済みインクカートリッジを回収します！



4月2日（月）から、ごみの減量と資源化を図るため、調布市役所にて使用済みインクカートリッジの回収を開始します。
回収されたインクカートリッジは新たにリサイクルインクとして再利用されます。

回収ボックスの設置場所：調布市役所2階ごみ対策課窓口



「調布市ごみアプリ」大好評配信中！

ダウンロード方法

- 方法①：右の二次元コードを読み取る。
方法②：「App Store」または「Google Play」からダウンロード。
※「調布市ごみアプリ」と検索

ダウンロード無料

iOS端末



Android端末



※通信費は利用者負担となります。

「食品ロス」を減らそう！

食品ロスとは？ まだ食べられるのに廃棄される食品のことです

あなたも1日でお茶碗約1杯分の食べものを無駄にしているかも？ ～食品ロス削減のために、できることから始めよう～



日本では、年間約632万トンのまだ食べられる食品が廃棄されており、一人当たりの食品ロス量を試算すると、「お茶碗約1杯分（約136g）の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。身近な工夫で、家庭での食品ロス（食品の廃棄）を減らす取組を実践しましょう。

●家庭での食品ロス対策

買い物編

①事前に冷蔵庫内などをチェックして買い物に行こう

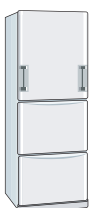
欲しいものが冷蔵庫に残っているかも？

②必要な食材をこまめに買う

安くてもまとめ買いしない勇気

③お腹が空いているときは買い物に行かない

ついつい余計なものを買ってしまうかも



調理編

①残っている食材から使いましょう

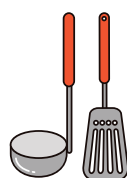
いつか食べる食品は食品ロス予備軍

②野菜や果物の皮は厚むきしない

生ごみは減って、栄養は増える

③食材を上手に食べ切る

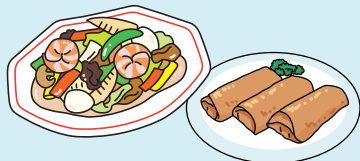
「毎月●日」は冷蔵庫にあるものでお楽しみデー



●外食における食品ロス対策

おいしく、残さず、食べきろう！ 3010（さんまる いちまる）運動

宴会時において、約7皿に1皿相当が食べ残されている状況。3010運動は、宴会時に「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らす取組。



さん 3 0 1 0
まる 0 1 0
いち 3 0 1 0
まる 0 1 0
運動

宴会での食べ残しを減らす運動です

乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう

お開き10分前になったら席に戻って料理を楽しみましょう

宴会五箇条

その一 まずは、適量注文

その二 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ

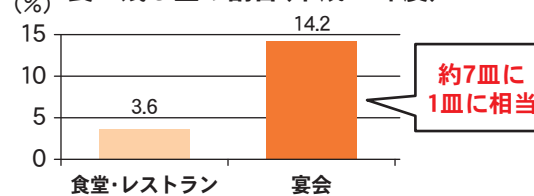
その三 開始30分、終了10分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」

その四 食べきれない料理は仲間で分け合おう

その五 それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう。



(%) 食べ残し量の割合(平成27年度)*



*出典：農林水産省平成27年度食品ロス統計調査報告(外食調査)

生ごみ堆肥化講習会を開催しました

家庭から出る調理くずなどの生ごみを、庭やベランダなどで堆肥化して利用し、ごみの減量や資源化を進めるため、生ごみ堆肥化講習会を開催しました。

有機農産物普及・堆肥化推進協会事務局長の会田節子先生を講師にお迎えし、全3回の講習会をとおして、参加者の方に堆肥作りを体験していただきました。自分で作った堆肥についての意見交換なども行うことができ、非常に好評をいただいた講習会となりました。

アンケート結果

- ・実習があったのでわかりやすくてよかったです。
- ・生ごみが出るたびに、ただ捨てるのはもったいないと感じていました。
- ・参加してごみが少なくなりました。とても解りやすいです。



「食品ロス」を減らすためのフードドライブ結果報告

2月1日(木)、市役所2階総合案内前において、フードドライブを実施しました。皆さまのご協力もあり、合計1,506点と多くの食品が集まりました。集まった食品は、翌2月2日(金)、調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会を通じて市内施設に寄付されました。

食品ロス削減のために、食べ物を無駄なく大切に消費していきましょう。

(注)フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り福祉施設等に寄付するボランティア活動です。

結果報告

品目	点数
缶詰	148
インスタント食品	78
レトルト食品	87
調味料	272
嗜好品	496
乾物	184
お菓子	236
その他	5
合計	1,506点

平成30年度の開催日程(予定)

平成30年 5月7日(月) / 平成30年8月7日(火)
平成30年11月7日(水) / 平成31年2月7日(木)

※詳細は、市報でお知らせします。

【問合せ先】

文化振興課 電話：042-481-7140

協力 調布市消費者団体連合会、調布市社会福祉法人地域公益活動連絡会

促進員活動報告

促進員の郡司 繁さん(深大寺元町宿自治会)に感想を伺いました。



今年の促進員見学会は中央防波堤埋立処分場に行きました。多摩地域から出されたごみの最終処分方法は焼却灰をエコセメントにリサイクルしていますが、区部から出されたごみの最終処分方法は海面に埋立をするというものでした。最終処分の方法が地域によって異なるということがわかり驚きました。

また、限られた資源を有効活用するためにも今まで以上にごみ減量とリサイクルの重要性を再確認しました。

これからも地域の美化活動に一生懸命励みたいと思いました。



促進員のみなさんには「ごみ減量キャンペーン」の際にもご協力をいただき、水切りネットを配布してごみの減量を呼び掛けています。日頃のちょっとした心がけが、ごみの減量・リサイクルにつながります。ご協力をお願いします。



ごみ減量キャンペーンの様子▶



水銀に関する水俣条約が発効されました!

平成29年8月16日に「水銀に関する水俣条約【通称水俣条約】」が発効されました。

条約の発効により、大気汚染防止法をはじめとする関係法令が改正されました。改正大気汚染防止法では、焼却工場などの排ガスに含まれる水銀濃度について、排出基準が定められ、基準を超えた場合は、工場の稼働を停止し対策を講じなければならないことになりました。

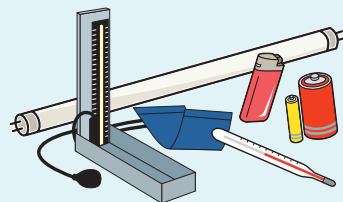
「クリーンプラザふじみ」への影響は?

調布市の可燃ごみを焼却処理している「クリーンプラザふじみ」では、高度排ガス処理装置を設備し、有害なガスを除去しています。水銀に関しては**平成25年の稼働開始時より水俣条約と同水準の自主規制値を設け**安全な運転を行っています。

「クリーンプラザふじみ」の安全な稼働のための市民の皆様へのお願い!

燃やせるごみの中に水銀体温計や水銀血圧計などの水銀使用廃製品が混入されてしまうと、取り除くことができず、そのまま焼却することになり、排ガス中の水銀濃度が排出基準値を超える事態となります。

蛍光灯や水銀体温計等の水銀使用廃製品は割れやすいため、購入時のケースや保管用のケースに入れたり、新聞紙で包装するなど破損しないようにしていただき、「**有害ごみ**」として燃やせないごみと分けて排出いただくようお願いいたします。



事業者の方にお知らせ

市では事業所で使用した水銀使用廃製品について購入先が分からない場合や廃棄でお困りの場合は、ごみ対策課で相談をお受けしています。下記までご連絡をお願いします。

調布市環境部ごみ対策課
電話番号：042-481-7686
E-mail：gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

エコフェスタちょうふ ～ごみ減量とリサイクル～ を開催しました

平成29年12月3日(日) たづくり大会議場において「エコフェスタちょうふ」を開催しました。「これならできるごみ減量とリサイクル」ごみ減量啓発ポスター作品展入賞者の表彰式及び感謝状贈呈式やせん定枝を使用した工作体験・使用済小型家電の解体体験などを行いました。

クイズ大会や粗大再生家具プレゼント大抽選会など、お楽しみが盛りだくさんなプログラムで、多くのご家族が参加して、盛大に盛りあげられました!



悪質な回収業者に御注意!

家庭から出るごみ・資源物を、市の許可や委託を受けずに回収することは認められていません。

- ◎「産業廃棄物」の許可で家庭ごみを回収することはできません。
- ◎「古物商」の許可なしに不用品を買い取ることはできません。

無許可業者による不法投棄、不適正処理、不適正管理等の問題が報告されています。絶対に利用しないでください。

もし高額請求などトラブルになったときは、市・消費生活相談室(電話481-7034)へ御相談ください。

※テレビ、エアコン、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機は、「家電リサイクル法」で処分の方法が決められています。詳しくは販売店にお尋ねください。



詳細は市のホームページをご覧ください。

ごみ減量・リサイクル協力店「トップ深大寺店」

調布市では、ペットボトルやトレイなどの店頭回収やマイバッグの持参運動、環境にやさしい商品を販売するなど、積極的にごみ減量とリサイクル活動にご協力いただいているお店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定をしています。

今回は、深大寺東町にある「トップ深大寺店」店長の濱さんにお話を伺いました。



リサイクルボックス



トップ深大寺店

当店では、トレイ、パックのリサイクルボックスを設置して、組合員（お客様）にご協力いただいで資源物の回収・リサイクルを推進しています。分別や「洗う・開く・つぶす」などの品目ごとのお願いにご理解いただき、リサイクルしやすい資源物回収が実現しています。

ペットボトルにつきましては、回収量も多く設置場所の確保が難しく実施できてはいませんが、社内でのリサイクル促進や店内で紙などリサイクルできるものは極力リサイクルに回したり、紙を両面使用するなどお客様だけではなく、店でもリサイクルを意識しています。

組合員（お客様）がレジ袋を辞退することでエコポイントとして2ポイント付与してマイバッグ持参運動を推進しています。持参率は30%ぐらいですが、引き続き推進していきます。

トップ深大寺店では、毎月1日に「TOP市」を開催していて、お買い得商品を販売しています。その他にも毎週木曜日には「均一セール」を実施していますので、ぜひご来店ください。

今後も、ごみ減量・リサイクル協力店として活動を推進していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。



濱店長

ごみ減量・リサイクル協力店一覧（平成30年2月末現在）

店舗名	回収品目			
	カン	牛乳パック	トレイ	ペットボトル
西友仙川店		○	○	
クイーンズ伊勢丹仙川店		○	○	
京王ストア仙川駅ビル店		○	○	○
マルエツ国領店		○	○	
いなげや調布染地店		○	○	○
グルメシティ神代店	○	○	○	○
トップ深大寺店		○	○	
調布とうきゅう		○	○	○
コープ西調布店	○	○	○	○

店舗名	回収品目			
	カン	牛乳パック	トレイ	ペットボトル
西友調布入間町店		○	○	○
コープ柴崎店	○	○	○	○
ミニコープ緑ヶ丘店	○	○	○	○
スーパーオザム調布多摩川店		○	○	
キッチンコート西調布店（京王ストア）		○	○	○
イトーヨーカドー国領店		○	○	○
マルエツ調布店		○	○	○
メンズプラザアオキ成城店	不用となったスーツ、フォーマル、コートなどの回収			

ごみ減量・リサイクル協力店加入等については、業務係（電話042-481-7686）までお問い合わせください。

調布市指定収集袋への広告主募集

調布市では、以下のとおり調布市指定収集袋への広告主を募集しています。会社・団体のPRにぜひご活用ください。

1 募集内容

- 家庭系燃やせるごみ専用袋本体
各サイズ（S・M・L・LL）1枚
合計4枚
- 本体を束ねる紙帯
各サイズ（S・M・L・LL）1枚
合計4枚
※複数の申込可

2 申込方法

調布市ホームページから必要書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、ごみ対策課（調布駅南口事務所）まで提出

3 問合わせ先

ごみ対策課 電話042-481-7812



詳細は市のホームページをご覧ください。

出前講座を活用ください

調布市では生涯学習活動の一環として、市の職員が市民の皆さんのもとに伺い、担当業務についてお話をしる出前講座を行っています。

テーマ(例)

- 「ごみの減量とリサイクルを考えよう」
- 「資源循環型社会を目指して」
- 「ごみのはなし」（子ども向け）



このほかのテーマもご相談ください。事業系ごみの減らし方等事業者向けの講座も行っております。

【問合わせ先】ごみ対策課 電話481-7812・7686

5 例規集（抜粋）

- (1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する条例
- (2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する規則

(1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(平成5年9月24日条例第24号)

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第7条）

第3節 市民の責務（第8条）

第4節 事業者の責務（第9条）

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等（第10条—第13条）

第2節 市民の減量義務等（第14条・第15条）

第3節 事業者の減量義務等（第16条—第26条）

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則（第27条・第28条）

第2節 適正処理困難物の抑制（第29条—第31条）

第3節 一般廃棄物の処理（第32条—第46条）

第4節 産業廃棄物の処理（第47条—第49条）

第5節 廃棄物処理手数料（第50条—第53条の2）

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業（第54条—第60条）

第2節 浄化槽清掃業（第61条—第67条）

第5章 地域環境の清潔保持（第68条—第71条）

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会（第72条—第79条の2）

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第80条—第83条）

第7章 雑則（第84条—第88条）

第8章 罰則（第89条—第91条）

附則

人間の活動に伴って排出される廃棄物については、単に、その処分をどうするか、といったことにとどまらず、生産のために行われた熱帯林の伐採等による環境破壊に見られるように、今や、その問題は、社会経済システムの在り方にまで及んでいる。

私たちは、このような状況を生み出した消費型社会を反省し、早急に資源循環型システムを構築するとともに一人一人が、この美しい地球を守るために何をなすべきかを認識しなければならない。

このことから、市民、事業者及び行政の三者は、それぞれ自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら次代の人たちのための生活環境を保全し、引き渡すため、廃棄物の抑制、再利用及び資源化の促進を図ることが必要である。

調布市は、全ての生命との共生を図りながら、市民や事業者の参加協力の下に、資源循環型まちづくりを目指し、これに全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより資源循環型まちづくりを推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた廃棄物をいう。

- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2節 市長の責務

(廃棄物の発生抑制等)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理についての事業の実施に当たっては、処理施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理についての市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 4 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用を促進するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開等)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設についての施策並びに処理施設の運営の状況を市民に明らかにしなければならない。

- 2 市長は、製品の再利用の容易性及び適正処理の困難性についての調査を市民から求められたときは、調査し、回答するよう努めなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(他の地方公共団体等との協力等)

第7条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用についての事業の実施に当たって、必要があると認めるときは、他の地方公共団体若しくは、他の執行機関と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3節 市民の責務

第8条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用を行うことにより再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第4節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等

(再利用等による減量)

第10条 市長は、資源物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収を行うとともに物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用についての計画)

第11条 市長は、再利用による廃棄物の減量を促進するため、再利用についての計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用についての市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第13条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 市民の減量義務等

(自主的行動)

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3節 事業者の減量義務等

(事業系廃棄物の減量義務)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じ、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理についての業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用についての計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかに違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第23条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業用小規模建築物の所有者等の義務)

第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用小規模建築物」という。)の所有者等は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(住居用大規模建築物等の所有者等の義務)

第25条 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用大規模建築物」という。)の所有者等は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、住居用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用小規模建築物」という。)について準用する。

(準用)

第26条 第20条第2項から第5項までの規定は事業用小規模建築物について、同条第5項及び第6項の規定は住居用大規模建築物について、同条第5項の規定は住居用小規模建築物について準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第27条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第28条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第31条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第32条 市長は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第33条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第34条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章及び第85条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、一般廃棄物処理計

画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

（家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法）

第34条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（動物の死体、し尿、粗大ごみ、資源物及び一般廃棄物処理計画で定める有害な廃棄物（以下「有害ごみ」という。）を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

- 2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（動物の死体、し尿及び資源物を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

- 3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

（動物の死体の排出方法）

第34条の3 第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした占有者又は事業者が市長の指示に従い、動物の死体を排出するときは、動物の死体の引取りの際に市長が指定する処理券（以下「特定廃棄物処理券」という。）を市長に提出しなければならない。

（し尿の排出方法）

第34条の4 占有者又は事業者は、し尿を排出するときは、し尿の引取りの際に特定廃棄物処理券を市長に提出しなければならない。

（粗大ごみの排出方法）

第34条の5 占有者は、粗大ごみを排出するときは、特定廃棄物処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わなければならない。

（資源物の排出方法）

第34条の6 占有者又は事業者は、資源物を排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

（有害ごみの排出方法）

第34条の7 占有者は、有害ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第34条の8 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

- 3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（調布市行政手続条例の適用除外）

第34条の9 前条第2項の規定による命令については、調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）第3章の規定は、適用しない。

（排出禁止物）

第35条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物（有害ごみを除く。）を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を發する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（動物の死体の排出に係る届出等）

第36条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善勧告）

第37条 市長は、占有者が第34条から第34条の7までの規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（収集拒否）

第38条 市長は、占有者が前条に規定する勧告があった後において、なお、当該勧告に係る措置をとらなかつ

たときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第39条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第33条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第40条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第41条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第42条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第43条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第44条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第45条 市長は、事業者が第39条又は第40条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第46条 第33条第1項、第34条及び第35条から第38条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第47条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第48条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第49条 第33条、第34条、第37条、第40条、第41条及び第45条(第39条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第50条 市長は、家庭廃棄物(動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。別表において同じ。)又は事業系一般廃棄物等(事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物をいう。別表において同じ。)を処理したときは、占有者又は事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 市長は、自転車その他の粗大ごみを排出する占有者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物で、市長が資源物の収集を目的として設けた収集日に排出され、かつ、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物については、当該廃棄物を排出した占有者又は事業者から廃棄物処理手数料は、徴収しないものとする。
 - (1) 古紙
 - (2) 布
 - (3) 空き瓶
 - (4) 空き缶
 - (5) ペットボトル（飲料等を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）
 - (6) 容器包装プラスチック（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器包装でプラスチック製のもの（事業系廃棄物を除く。）をいう。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物
- 4 市長は、有害ごみ（事業系廃棄物を除く。）を排出した占有者から、廃棄物処理手数料を徴収しないものとする。
- 5 市長は、第1項及び第2項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
（指定収集袋の交付）

第50条の2 市長は、前条第1項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。以下この項において同じ。）をあらかじめ納付した者又は第53条の規定により当該廃棄物処理手数料を減額し、若しくは免除した者に、指定収集袋を交付する。

- 2 指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。
（動物死体処理手数料）

第51条 市長は、第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を排出する占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料を徴収する。
（し尿処理手数料）

第52条 市長は、便所からし尿を排出する占有者又は事業者から別表に定めるし尿処理手数料を徴収する。
（特定廃棄物処理券の交付）

第52条の2 市長は、第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料若しくは前条に規定するし尿処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定によりこれらの手数料を減額し、若しくは免除した者に、特定廃棄物処理券を交付する。

- 2 特定廃棄物処理券について必要な事項は、規則で定める。
（手数料の減額又は免除）

第53条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第50条に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料及び第52条に規定するし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。
（手数料の不還付）

第53条の2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（業の許可）

第54条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。
 - (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
 - (2) その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しない

こと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第55条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に定める許可について準用する。

(処理基準)

第56条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第33条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第57条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令)

第58条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第54条第3項第3号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(3) 第54条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第54条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可証の再交付)

第59条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第60条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第2節 浄化槽清掃業

(業の許可)

第61条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれかに該当しないこと。

3 市長は、許可又は不許可の処分をした場合には、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市長は、許可の処分をしたときは、許可証を交付する。

(変更の届出)

第62条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、申請内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指示、業の取消し等)

第63条 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第61条第2項第1号に定める基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の譲渡等の禁止)

第64条 浄化槽清掃業者は、許可証を譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第65条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証の掲示)

第66条 浄化槽清掃業者は、許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可手数料)

第67条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第68条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びこれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第69条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに、当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、瓦れき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第70条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第71条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

(設置)

第72条 市長は、法第5条の7第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第73条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができる。

(組織)

第74条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 市内で事業を営む者 4人以内
- (4) 廃棄物の減量又は再利用を推進する団体で、市内に所在するものが推薦する者 4人以内

(5) 市職員 1人

(委員の任期)

第75条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第76条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第77条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第78条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第79条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第79条の2 特定の事項を調査検討させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、第77条及び第79条の規定を準用する。この場合において、第77条及び第79条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(設置)

第80条 市長は、法第5条の8第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進員（以下「促進員」という。）を置く。

(所掌事項)

第81条 促進員は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(委嘱及び定数)

第82条 促進員は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 促進員の定数は、規則で定める。

(任期)

第83条 促進員の任期は、2年とし、補欠の促進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第84条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物から排出される廃棄物を適正に保管するため、当該建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、第1項に規定する保管場所等を設置するよう努めなければならない。

5 第1項に規定する大規模建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(準用)

第84条の2 前条第1項前段、第2項、第4項及び第5項の規定は、規則で定める小規模建築物について準用する。

(報告の徴収)

第85条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第86条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(清掃指導員)

第87条 市長は、前条第1項に規定する立入検査並びに廃棄物の減量及び処理についての指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置く。

(委任)

第88条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第34条の8第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第41条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第84条第3項の規定による命令に違反した者

第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第57条の規定に違反した者
 - (2) 第64条の規定に違反した者
 - (3) 第84条第1項の規定による届出をしなかった者
- (両罰規定)

第91条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定により許可された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定によりなされた許可の申請とみなす。

4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更許可申請は、この条例の施行の日において第55条第1項の規定によりなされた変更許可の申請とみなす。

5 この条例の施行の際、現に提出されている浄化槽清掃業の変更の届出は、この条例の施行の日において第62条の規定によりなされた変更の届出とみなす。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき処理した廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月24日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年9月規則第27号で、同6年10月1日から施行)

附 則 (平成8年3月26日条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月19日条例第40号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により、既に行った収集、運搬及び処分並びに処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日条例第34号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集、運搬及び処分に係るものから適用し、施行日前の収集、運搬及び処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月24日条例第27号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定、第50条第6項の改正規定、第54条第3項の改正規定、第61条第2項の改正規定、第63条第2項の改正規定、第72条の改正規定、第80条の改正規定、第89条の改正規定及び第90条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成16年4月1日以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。

附 則（平成18年3月23日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第54条の改正規定、第72条の改正規定及び第80条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日条例第43号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者及び事業者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料を納付し、指定収集袋の交付を受けた者が当該交付を受けた指定収集袋（以下「交付済収集袋」という。）を使用して施行日以後事業系一般廃棄物等を排出しようとするときは、当該交付済収集袋に相当する改正後の条例別表に定める指定収集袋の交付の際に納付する手数料の額と当該交付済収集袋の交付の際に納付した手数料の額との差額を規則で定める方法により納付等して排出しなければならない。

附 則（平成24年9月25日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が収集する廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に市長が収集した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく粗大ごみ処理券は、改正後の条例に基づく特定廃棄物処理券とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成26年12月16日条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第50条，第51条及び第52条関係）

手数料の種類	区分		手数料
廃棄物処理手数料	第50条第1項の規定によるもの	第34条の2第1項の規定による家庭廃棄物	指定収集袋（S袋）1袋につき 8円40銭
			指定収集袋（M袋）1袋につき 27円30銭
		第34条の2第2項の規定による事業系一般廃棄物等	指定収集袋（L袋）1袋につき 55円60銭
			指定収集袋（LL袋）1袋につき 84円
第50条第2項の規定による粗大ごみ	1キログラムにつき31円50銭を上限とし，品目別に規則で定める額		
動物死体処理手数料	第51条の規定によるもの		1体につき 3,150円
し尿処理手数料	第52条の規定によるもの	便所（仮設便所を除く。）の場合	1便槽のくみ取り1回につき 1,575円
		仮設便所の場合	1便槽のくみ取り1回につき 7,560円

(2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則

(平成6年3月22日規則第4号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第4条—第15条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第37条の2）
- 第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業
 - 第1節 一般廃棄物処理業（第38条—第47条）
 - 第2節 浄化槽清掃業（第48条—第55条）
- 第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第56条）
- 第6章 雑則（第57条—第60条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(回収命令等の命令)

第3条 条例第31条第4項、第41条（条例第49条において準用する場合を含む。）、第45条（条例第49条において準用する場合を含む。）又は第84条第3項に規定する回収命令等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(再利用についての計画)

第4条 条例第11条に規定する再利用についての計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市長の再利用の促進のための施策についての事項
- (2) 市民の再利用の促進のための取組についての事項
- (3) 事業者の再利用の促進のための取組についての事項

(事業用大規模建築物)

第5条 条例第20条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第6条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

(事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第7条 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の提出は、再利用計画書（第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第8条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管が確保されるようにすること。

- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
(再利用対象物の保管場所設置届)

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第21条に規定する勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(受入拒否)

第12条 条例第23条の規定により事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、書面により通知するものとする。

(事業用小規模建築物)

第13条 条例第24条第1項の規則で定める事業用小規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

2 条例第24条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所については、第8条に規定する基準に準じて設置するものとする。

(住居用大規模建築物)

第14条 条例第25条の規則で定める住居用大規模建築物は、15戸以上の集合住宅とする。

(住居用小規模建築物)

第14条の2 条例第25条第2項の規則で定める住居用小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅とする。

(住居用大規模建築物における再利用対象物の保管場所設置基準)

第15条 条例第25条の規則で定める基準は、第8条に規定する基準を準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

(適正処理困難物の公表)

第16条 条例第31条第1項の規定による公表は、指定された適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第17条 条例第32条第1項に規定する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に係る基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画には、条例第47条第1項の規定により市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第18条 条例第33条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるものとする。

(家庭廃棄物を収納する袋の基準等)

第19条 条例第34条第2項に規定する家庭廃棄物を収納する袋(条例第34条の2第1項及び第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。))を除く。以下「収納袋」という。)の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
 - (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
- 2 収納袋で収納することが適当でない家庭廃棄物については、当該廃棄物をひもでくるなどして収集作業が容易にできるようにしなければならない。

(指定収集袋の基準等)

第20条 指定収集袋は、前条第1項各号に掲げる基準を満たすものであって、その種類及び容量は、次の表に定めるところによる。

指定収集袋の種類		容量
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋(第3号様式の2)及び不燃用指定収	S袋 5リットル相当
		M袋 15リットル相当

家庭廃棄物	集袋（第3号様式の3）	L袋	30リットル相当
		L L袋	45リットル相当
	第36条第3号アに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の4。以下「ボランティア袋」という。）	L袋	30リットル相当
		第36条第3号イに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の5。以下「おむつ袋」という。）	M袋
事業系一般廃棄物指定収集袋（第3号様式の6）	L袋		30リットル相当
	S袋	10リットル相当	
	M袋	25リットル相当	
		L袋	45リットル相当

（資源物の排出方法）

第20条の2 条例第34条の6に規定する資源物の排出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 古紙は、束ねてひもでくくる、又は畳んで紙袋に入れること。
- (2) 布は、収納袋に入れること。
- (3) 空き瓶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (4) 空き缶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (5) ペットボトルは、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (6) 容器包装プラスチックは、収納袋に入れること。

（有害ごみの排出方法）

第20条の3 条例第34条の7に規定する有害ごみの排出方法は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れ排出するものとする。

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第20条の4 条例第34条の8第1項に規定する規則で定める資源物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 古紙
- (2) 布
- (3) 空き瓶
- (4) 空き缶

（収集又は運搬の禁止命令）

第20条の5 条例第34条の8第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第3号様式の7）により行うものとする。

（動物の死体の届出）

第21条 条例第36条の規定により動物の死体の届け出をしようとする者は、動物死体届出書（第4号様式）によってしなければならない。ただし、これにより難い場合は、省略することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第22条 条例第40条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（運搬等の命令に係る排出量）

第23条 条例第42条の規則で定める量の事業系一般廃棄物は、1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

（一般廃棄物管理票適用対象事業者）

第24条 条例第43条第1項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に搬入する者
- (2) 事業系一般廃棄物を事業者から委託を受けて市長の指定する処理施設に搬入した者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
(一般廃棄物管理票)

第25条 条例第43条第1項に規定する一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、第5号様式のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物管理票 (市長提出用)
(2) 一般廃棄物管理票 (事業者保管用)
(3) 一般廃棄物管理票 (受託者保管用)
(一般廃棄物管理票の記載事項)

第26条 条例第43条第1項の規定により事業者が市長に提出する一般廃棄物管理票には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票の作成年月日
(2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
(3) 一般廃棄物管理票の作成を担当した者の氏名
(4) 事業系一般廃棄物の全体量及び種類ごとの量
(5) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
(6) 運搬車の種類

2 条例第43条第2項の規定により事業者が受託者に交付する一般廃棄物管理票には、前項第1号から第5号までに規定する事項並びに受託者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(一般廃棄物管理票の交付)

第27条 条例第43条第2項の規定による一般廃棄物管理票の交付は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該事業系一般廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
(2) 当該事業系一般廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、交付すること。

(一般廃棄物管理票の保存)

第28条 一般廃棄物管理票の保存年限は、5年とする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第29条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないもの
ア し尿
イ 動物の死体
ウ 特別管理一般廃棄物に指定されている物
エ 有害性の物
オ 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
カ 液状の物
キ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
ク その他処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項
(廃棄物の排出量及び処理手数料の額の算定)

第30条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料に係る条例第34条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量は、排出の都度、当該排出された量をもって算定する。

2 条例第50条第2項に規定する粗大ごみの処理手数料の額は、別表第1に定めるところによるものとする。
(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第31条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、一般廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書(第6号様式。以下「納入通知書」という。)により徴収することとし、当該納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目を納付期限とする。ただし、指定収集袋により排出する廃棄物及び臨時に排出し、又は運搬する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 条例第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料については、占有者は、特定廃棄物処理券(第7号様式)を購入し、当該排出する粗大ごみに貼付することにより徴収する。

(排出量算定基準の特例)

第32条 条例第50条第4項の規定による算定は、1立方メートルを250キログラムに換算する。

(指定収集袋の交付方法)

第32条の2 条例第50条の2に規定する指定収集袋(ボランティア袋及びおむつ袋を除く。)の交付は、次の

表の左欄に掲げる指定収集袋の種類ごとに、同表の中欄に掲げる廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄に掲げる枚数未満の指定収集袋を交付することができる。

指定収集袋の種類		廃棄物処理手数料	枚数
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋及び不燃用指定収集袋	S袋	84円
		M袋	273円
		L袋	556円
		LL袋	840円
事業系一般廃棄物指定収集袋		S袋	500円
		M袋	1,250円
		L袋	2,850円

(動物死体処理手数料の徴収方法)

第33条 条例第51条に規定する動物死体処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(し尿処理手数料の徴収方法)

第34条 条例第52条に規定するし尿処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(督促)

第35条 納入通知書により徴収する場合において、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状(第8号様式)を発行して督促する。

2 前項の督促状を受けた者は、その発行の日から10日以内に納付しなければならない。

(手数料の減額又は免除)

第36条 条例第53条に規定する処理手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 天災を受けた場合 免除
- (2) 火災等の事故により被害を受けた場合(ただし、処分のみを受けようとする場合に限る。) 免除
- (3) 占有者が、次に掲げる廃棄物を排出する場合 免除
 - ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴う廃棄物
 - イ 育児、介護等に使用した紙おむつ
- (4) 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する占有者が指定収集袋により排出する廃棄物については、同表に定めるところにより免除する。
- (5) 次に掲げる世帯に属する占有者が粗大ごみを排出する場合 免除
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受ける者の属する世帯
 - イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 減額又は免除
(減額等の申請手続)

第37条 前条の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、処理手数料減免申請書(第9号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、処理手数料の減免処分を行い、処理手数料減免承認(不承認)決定通知書(第10号様式)を交付し、又は処理手数料免除承認書兼指定収集袋引換券(第10号様式の2)を交付し、かつ、同引換券と引き換えに別表第2に定めるところにより指定収集袋を交付するとともに、当該決定通知書と引き換えに前条第5号に掲げる者に特定廃棄物処理券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる処理手数料の免除については、申請手続を省略することができる。

(廃棄物処理手数料の還付)

第37条の2 条例第53条の2ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 指定収集袋及び特定廃棄物処理券(以下「指定収集袋等」という。)を所有している占有者等が、

市外に転出するとき。ただし、前条第2項の規定により指定収集袋の交付を受けた指定収集袋に係る還付の場合を除く。

- (2) 指定収集袋等を所有している占有者等が、市内における事業を廃止するとき。
 - (3) 指定収集袋等を所有している占有者等が指定収集袋等を使用する見込みがなくなったとき。
 - (4) 指定収集袋等の廃棄物処理手数料の改訂を伴うとき。
 - (5) 指定収集袋等の取扱店が閉店し、又は収納事務委託契約が解除されたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書（第10号様式の3）を市長に提出しなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（許可申請）

第38条 条例第54条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 事業の区分
 - (4) 継続的な作業場所及び運搬先
 - (5) 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 主たる事務所以外の事務所、事業所及び運搬車の車庫等の名称及び所在地
 - (7) 保管及び積替えを行う場合には、保管及び積替えを行う施設の設置場所
 - (8) 従業員の数
 - (9) 作業計画
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
 - (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (4) 申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 運搬先を証明できる書類（市長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。）
 - (7) 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該事務所、車庫等の写真、案内図及び車庫付近の見取図
 - (8) 積替え施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該施設の配置図、写真、付近の見取図、設計図及び概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
 - (9) 自動車検査証の写し
 - (10) 従業員名簿
 - (11) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
 - (12) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
 - (13) 過去1年間において税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第9号、第13号及び第14号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。
- 4 条例第54条第2項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分
 - (4) 処分の方法
 - (5) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先
 - (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地

- (8) 従業員の数
 - (9) 作業計画
- 5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
 - (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先を証明できる書類
 - (7) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計画書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (8) 事務所、一般廃棄物の処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
 - (9) 従業員名簿
 - (10) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
 - (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
 - (12) 過去1年間において税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
- 6 一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第12号及び第13号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。

（許可を要しない者）

第39条 条例第54条第1項ただし書の規則で定める者は、省令第2条各号に掲げる者とする。

2 条例第54条第2項ただし書の規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げる者とする。

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第39条の2 条例第54条第3項第3号の規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては省令第2条の2各号に掲げる基準に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号に掲げる基準によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内に事務所を有すること。ただし、市内に主要な取引先がある場合又は取り扱う一般廃棄物が特殊であるため、市内に事務所を置くことができない場合であって、市長が特別に認めたときは、この限りでない。
- (2) 過去1年以内において、税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税を納付していること。
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務の経験年数（法人の場合にあっては、その構成員のうち一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数）が3年以上であること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業については取り扱う一般廃棄物の運搬先、一般廃棄物処分業（最終処分を業として行う者を除く。）については取り扱う一般廃棄物の処分先を確保していること。

（許可の更新期間）

第40条 条例第54条第4項の規則で定める期間は、2年とする。

（許可証）

第41条 市長は、条例第54条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（第13号様式）を交付する。

2 市長は、条例第54条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（第14号様式）を交付する。

（変更の許可申請）

第42条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第15号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容

- (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第16号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
（変更の承認申請）
- 第43条** 一般廃棄物収集運搬業者が第38条第1項第4号に掲げる運搬先又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者が第38条第4項第5号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認をしたときは、一般廃棄物処理業変更承認書（第18号様式）を交付するものとする。
（変更届）
- 第44条** 一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第1項第1号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、第38条第1項第4号に掲げる継続的な作業場所を変更したときは、当該変更した日の属する月の翌月10日までに一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- 3 第38条第2項の規定は、第1項第1号及び第3号並びに前項の届出について準用する。
- 4 一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第4項第1号又は第6号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。
- 5 第38条第5項の規定は、前項第1号及び第3号の届出について準用する。
（休止及び廃止届）

第45条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の15日前までに一般廃棄物処理業休止・廃止届（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

（許可の取消し及び停止命令）

第45条の2 市長は、条例第58条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは、業の許可の取消しについては許可取消書（第20号様式の2）により、事業の全部若しくは一部の停止又は市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは事業停止命令書（第20号様式の3）により行うものとする。

（許可証の再交付）

第46条 条例第59条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第21号様式）により行わなければならない。

（許可証の返納）

第47条 許可の期間が満了したとき、又は条例第58条の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第2節 浄化槽清掃業

（許可申請）

第48条 条例第61条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第22号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨の申出書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 浄化槽の清掃についての専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (7) 営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び当該営業所の案内図
- (8) 従業員名簿（法人である場合には、その役員を含む。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

（許可及び不許可の通知）

第49条 条例第61条第3項の規定による許可又は不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可・不許可通知書（第23号様式）により行うものとする。

（浄化槽清掃業の許可基準）

第49条の2 条例第61条第2項第1号の規則で定める基準は、浄化槽法第36条各号に掲げるところによるものとする。

（許可証）

第50条 市長は、条例第61条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第24号様式）を交付する。

2 浄化槽清掃業の許可の期間は、3年とする。

（記載事項変更の届）

第51条 浄化槽清掃業者は、条例第62条の規定により申請内容に変更があった場合には、変更の日から30日以内に、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（第25号様式）に必要事項を記載し、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の変更届に添付しなければならない。

- (1) 浄化槽法施行規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人である場合には、登記事項証明書）
- (2) 浄化槽法施行規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第48条第2項第7号に定める書類
- (3) 第48条第2項第6号に掲げる器具の収納場所の変更 第48条第2項第6号に定める書類
- (4) 第48条第2項第8号に掲げる従業員名簿の変更 第48条第2項第8号に定める書面並びにその変更

が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に定める書面（廃業等の届）

第52条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、廃業等した日から30日以内に、浄化槽清掃業廃業等届（第26号様式）により市長に届け出なければならない。

（指示書、許可取消書及び事業停止命令書）

第53条 市長は、条例第63条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書（第27号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第63条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書（第28号様式）又は浄化槽清掃業停止命令書（第29号様式）により行うものとする。

（許可証の再交付）

第54条 条例第65条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第30号様式）により行わなければならない。

（許可証の返納）

第55条 許可の期間が満了したとき、又は条例第63条第2項の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

（定数）

第56条 条例第82条第2項に規定する調布市廃棄物減量及び再利用促進員の定数は、550人以内とする。

第6章 雑則

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第57条 条例第84条第1項の規則で定める大規模建築物は、15戸以上の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第84条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第84条第2項及び第4項の規則で定める基準は、第22条各号の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。

（2）保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

（小規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第57条の2 条例第84条の2の規則で定める小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

（報告の徴収）

第58条 条例第85条に規定する市長への報告は、一般廃棄物処理業にあつては一般廃棄物処理業務実績報告書（第31号様式）により、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業務実績報告書（第32号様式）により、前月分を翌月の10日までに行うものとする。

（帳簿）

第58条の2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿について、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業者にあつては処理料金を、一般廃棄物処分業者にあつては処分料金を記載しなければならない。

（身分を示す証明書）

第59条 条例第86条第2項に規定する身分を示す証明書は、清掃指導員証（第33号様式）とする。

（委任）

第60条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により交付された許可証等で現に効力を有するものは、この規則の相当する規定により交付された許可証等とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成7年3月17日規則第5号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請は、この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 61 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

附 則（平成10年1月21日規則第1号）

- 1 この規則は、平成10年1月22日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月31日規則第26号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月9日規則第4号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月9日規則第6号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第48条第2項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月5日規則第48号）

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年1月30日規則第1号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月16日規則第45号）

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成16年10月1日から、別表第2の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表第1の規定は、平成16年10月1日以後の受付に係るものについて適用し、同日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 5 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第30号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第102号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月27日規則第5号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年2月26日規則第2号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第48号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日規則第2号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第33条及び第34条の規定は、施行日以後の徴収に係るものについて適用し、改正前の徴収に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第57号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年1月13日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

42 第41条の規定による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月28日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第30条関係）

粗大ごみ処理手数料表

番号	品目	手数料
家具類		
1	棚（扉無し）・げた箱類（1辺90cm未満）	630円
2	棚（扉無し）・げた箱類（1辺90cm以上）	1,260

3	棚（扉有り）・たんす（1辺90cm未満）	945
4	棚（扉有り）・たんす（1辺90cm以上）	1,575
5	サイドボード（1辺90cm未満）	1,260
6	サイドボード（1辺90cm以上）	1,890
7	パイプハンガー・ハンガーラック	315
8	衣装箱・茶箱・カラーボックス	315
9	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm未満）・座卓	630
10	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm以上）	945
11	椅子・座椅子	315
12	ソファ（1人用）	630
13	ソファ（2人以上用）	1,260
14	鏡台・ドレッサー	1,260
15	姿見	315
16	両袖机	1,890
17	机類・ライティングデスク等	1,260
寝具・じゅうたん		
18	折り畳み式ベッド・パイプベッド	630
19	シングルベッド・セミダブルベッド	2,205
20	ダブルベッド	3,150
21	介護用ベッド	4,725
22	スプリング式ベッドマット（シングル・セミダブル）	945
23	スプリング式ベッドマット（ダブル）	1,260
24	マットレス（スポンジ）	315
25	ベッド枠（シングル・セミダブル）	1,260
26	ベッド枠（ダブル）	1,890
27	布団	315
28	敷物（6畳未満。カーペットを含む。）	315
29	敷物（6畳以上。カーペットを含む。）	630
30	ウッドカーペット（6畳未満）	1,260
31	ウッドカーペット（6畳以上）	1,890
台所用品		
32	換気扇	315
33	ガステーブル（1口用）	315
34	ガステーブル（2口以上用）	630
35	ガスオーブン	945
36	電子レンジ	945
37	食器洗い機	945
38	食器乾燥機	630
39	調理台・ワゴン	630
40	ホットプレート（1辺40cm以上）	315
41	炊飯器（1辺40cm以上）	315
42	米びつ	630
43	湯沸器	630
冷暖房器具		
44	パネル・オイルヒーター	630
45	ストーブ・ファンヒーター	315
46	電気こたつ	315
47	こたつ板	315
48	家具調コタツ	630
49	扇風機	315
その他の家庭用品		
50	削除	
51	ミシン（卓上式）	630

52	ミシン（卓上式以外）	1,260
53	電気掃除機（本体の1辺が40cm以上のもの）	315
54	ごみ箱・ごみバケツ	315
55	ズボンプレスサー	315
56	加湿器・除湿機（1辺40cm以上）	315
57	照明器具（1辺40cm以上）	315
58	風呂の蓋（1辺40cm以上）	315
AV・事務機器		
59	ビデオデッキ（1辺40cm以上）	315
60・61	削除	
62	テレビ台・オーディオラック	315
63	テレビアンテナ	315
64	単体のオーディオ機器（1辺40cm以上90cm未満）	315
65	単体のオーディオ機器（1辺90cm以上）	630
66	スピーカー（1辺40cm以上。1個）	630
67	ワードプロセッサ（1辺40cm以上）	630
68	プリンタ・スキャナ等（1辺40cm以上90cm未満）	630
69	プリンタ・スキャナ等（1辺90cm以上）	945
子供用品		
70	ベビーバス・ベビーラック・ベビーサークル	315
71	ベビーベッド	630
72	幼児用ブランコ・幼児用滑り台（室内用）	630
73	幼児用遊具（ブランコ・滑り台を除く。）	315
74	乳母車・三輪車・チャイルドシート	315
75	人形・ぬいぐるみ（1辺40cm以上）	315
趣味用品		
76	スキー板・スノーボード・そり・スケートボード	315
77	ゴルフバッグ	315
78	ゴルフクラブ（5本まで）	315
79	家庭用トレーニング機器（サイクリングマシン）	1,575
80	家庭用トレーニング機器（ローイングマシン）	630
81	家庭用トレーニング機器（ランニングマシン）	1,890
82	肩もみ機	1,890
83	ぶら下がり健康器	630
84	編み機	630
85	キーボード（ピアノ・オルガン・エレクトーンを除く。）	630
86	その他の小型楽器（ギター・バイオリン等）	315
87	水槽（1辺40cm以上70cm未満）	315
88	水槽（1辺70cm以上）	630
89	フラワースタンド	315
90	植木鉢・プランター	315
建具類		
91	アコーディオンカーテン	630
92	網戸	315
93	ブラインド・ロールスクリーン	315
94	すだれ・すのこ・よしず	315
その他		
95	物干しざお・パイプ類	315
96	物干し台（コンクリート部分を除く。）	315
97	芝刈り機	630
98	脚立・はしご（高さ2m未満）	315
99	植木台（コンクリート部分を除く。）	945
100	自転車（18インチ以下）	315

101	自転車（19インチ以上）	630
102	一輪車	315
103	ショッピングカート	315
104	スーツケース	315
105	クーラーボックス	315
106	ビーチパラソル	315
107	サマーベッド	315
108	犬小屋（1辺1m未満）	630
109	物置（1辺1m未満）	630
110	物置（1辺1m以上2m未満で分解済みのもの）	1,260
111	自動車用キャリア（ケース付き）	630
112	自動車用キャリア（ケース無し）	315
113	車椅子	630
114	車椅子（電動）	1,260
115	その他	その重量・形状等を勘案し、上記の品目に準じて市長が定める金額

備考 上記の品目のうち長さによる基準が記載されているものは、その基準を当該廃棄物の一番長い部分に適用する。

別表第2（第36条、第37条関係）

対象世帯	指定収集袋の種類及び組数
(1) 第36条第5号アに掲げる世帯	可燃用指定収集袋S袋、可燃用指定収集袋M袋、不燃用指定収集袋S袋及び不燃用指定収集袋M袋のうちから10組以内
(2) 第36条第5号イに掲げる世帯	
(3) 第36条第5号ウに掲げる世帯	
(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	
(5) 75歳以上の者のみで構成され、かつ、収入が国民年金法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による年金のみ又は収入のない世帯	
(6) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に知的障害の程度が1度又は2度と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(8) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受ける者の属する世帯	

備考

- この表において「組」とは、袋10枚を1組としたものをいう。
- 指定収集袋の組数は、1世帯につき、1年度当たりの組数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じて按（あん）分して得た組数を上限とする。この場合において、当該按（あん）分して

- 得た組数に1組未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 指定収集袋の組合せは自由とする。

様式 略

「平成30年度 清掃事業概要」について
ご意見等をお寄せください

今後も調布市のごみ処理の現状について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。ご意見等をお寄せください。（問い合わせ先は下記に掲載しています。）

登録番号
(刊行物番号)

2018-129

平成30年度版(平成29年度実績)
調布市清掃事業概要

発行日 平成30年10月発行
発行 調布市環境部ごみ対策課
〒182-0024 調布市布田4-20-2 2階
Tel 042-481-7811
Fax 042-481-7814
E-mail gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。

「これならできるごみ減量とリサイクル」

小・中学生ごみ減量啓発作品展の入賞作品

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（これからしようとしている）ことについて小・中学生の皆さんからポスター募集しました。これは、小・中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活のなかでごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的として実施しました。235点のご応募をいただいたなかから調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の方にご協力をいただき入選作品を決定いたしました。



晃華学園小学校 2年 有賀 翔大さん



北ノ台小学校 1年 梅木 湖々音さん



第三小学校 2年 荻原 港さん



染地小学校 4年 北村 瞭丞さん



滝坂小学校 4年 明田 和歌さん



杉森小学校 3年 市川 実苗さん



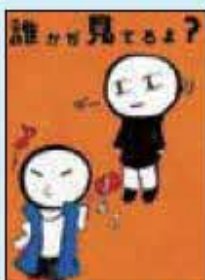
滝坂小学校 6年 杉崎 湖々さん



第三小学校 5年 清水 咲希さん



八雲台小学校 6年 谷島 瑠莉さん



調布中学校 2年 鈴木 彩稀さん



第八中学校 1年 山下 恭子さん



調布中学校 2年 土居 未希さん